

第1章 総 則

第1節 計画の目的・構成

1 計画の目的

東海市は、大規模地震の危険性の高い地域として、「東海地震に係る地震防災対策強化地域」及び「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。また、それに伴う津波の発生が懸念されている。

このような中、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災では、甚大な津波被害が発生し、災害関連死を含む総数で20,000人を超える尊い命が失われた。本市においても、姉妹都市である岩手県釜石市での被災地支援活動等を通じ、津波被害の恐ろしさや悲惨さを目の当たりにした。

このような震災の教訓を踏まえ、国は、防災基本計画の津波対策の基本的考え方として「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する」ことを示している。

津波対策は、津波による災害や弱いところを知り、それに対して効果的な対策を総合的に取り組むことが必要である。加えて、津波に強いまちづくりを目指し、津波対策を予防から復旧・復興までの連続したプロセスとして捉えて、ハード整備とソフト対策を戦略的に組み合わせることが重要である。

そのため、本市において科学的知見に基づき想定される、南海トラフの巨大地震に伴うマグニチュード9.1クラスの津波に対し、ハード整備とソフト対策を組み合わせた総合的な津波対策の推進を図ることを目的として、平成26年（2014年）3月に「津波対策計画」を策定した。

その後、愛知県が独自に行った被害予測調査として、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年（2014年）5月30日）」及び「愛知県津波浸水想定（平成26年（2014年）11月26日）」を公表したことを受け、本市における被害想定とその対策計画について、必要な見直しを行った。

また、令和元年（2019年）7月30日愛知県が津波災害警戒区域を指定した。さらに同年5月31日から気象庁が南海トラフ地震臨時情報の運用を開始したことに伴い、「東海市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応指針」を策定した。これらを踏まえ、必要な見直しを行うものである。

なお、本計画は、今後も状況の変化に臨機応変に対応し、総合計画、地域防災計画等の改訂に伴う見直し等、その都度必要に応じて逐次見直し、修正するものとする。

2 計画の構成

本計画は、本市の防災に関する業務や対策などの方向性を定めた総合的な計画である「東海市地域防災計画」に基づき、「東海市総合計画」等との関連・整合に配慮し、想定される津波等に対して、あらかじめ対策計画を策定するものである。

津波対策に関しては、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において、市民、事業者、行政等が協力し、最善の対策をとる必要がある。

このため、災害予防としては、避難対策の推進や市民一人ひとりの津波対策により、津波による被害を最小限に止める対策を行う。また、災害応急対策としては、津波が発生した場合、迅速な情報伝達や救助活動、避難、被害拡大防止活動などが的確かつ円滑に進められるような対策を行う。さらに、災害復旧・復興対策としては、被災者の生活再建を支援し、再発防止に配慮した施設の復旧等を図るとともに、迅速かつ効果的な地域の復興のための対策を行う。

【計画の構成】

第1章 総則	計画の目的・構成、過去の災害、本市の特性、被害想定、基本方針など、計画の基本となる事項を示す。
第2章 災害予防	津波からの避難計画、津波防災の普及・啓発、要配慮者の安全対策を示す。
第3章 災害応急対策	津波災害が発生した場合の初動対応、情報の収集及び伝達、避難誘導、避難者・住宅対策を示す。
第4章 災害復旧・復興	津波被害の再発防止に配慮した施設の復旧や、迅速かつ効果的な復興のための対策を示す。
第5章 アクションプログラム	今後10年間程度で重点的に行う津波対策、及びその実施時期について示す。
補遺 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた事前避難等について	南海トラフ地震臨時情報の発表に伴い、事前避難を促す事前避難対象地域の検討及び本市の事前避難対象地域等について示す。

第2節 本市の津波災害等に対する危険性

津波による被害は、自然的条件によるもののほか、人口、土地利用、交通等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが想定される。このため、自然的条件、社会的条件から本市の津波災害等に対する危険性について整理する。

1 自然的条件

(1) 市周辺における既往の津波とその被害

愛知県は、国内でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われ、津波被害も経験している。本市を含む知多半島沿岸でも、約100～200年に一度の割合で3m以上の津波高が記録（推定）されているが、1854年の安政地震以降は大津波の発生がない状況である。

【東海市周辺における津波高3m以上の津波発生状況】

発生年	地震規模 (Mw)	地震名	本市近隣の津波高	被害状況
1498	8.6	明応地震	知多 3～4m	渥美：地割れし、同時に大津波により人家倒壊、死者が出る。 伊勢大湊：家屋1,000軒流失、5,000余人溺死
1707	8.4	宝永地震	大野村（常滑市）5m 常滑村（常滑市）3～5m 熱田 2～3m	大野村（常滑市）：津波により家つぶれ70～80軒。二回の津波で家屋が流失 常滑村（常滑市）：家大方なくなる。 熱田：新屋川まで潮が来る。
1854	8.4	安政東海・南海地震	大野村（常滑市）3m 常滑村（常滑市）3～4m 内海村（南知多町）1.2～1.5m 天白川 3m 熱田神戸町 2～3m 名古屋 2～3m 半田 2～3m	大野村（常滑市）：海岸の堤が切れ海水人家に浸水 常滑村（常滑市）：津波で約50%家屋が被害 内海村（南知多町）：家屋全壊20軒、同半壊40軒 天白川：津波押し上げ堤の中腹まで泥水、天白川切れる。 熱田神戸町：海岸に高潮 名古屋：宿町大半潰れ、表通り損家多数 半田：倒壊家屋多数、負傷者多数

資料：飯田汲事論文選集 東海地方地震・津波災害誌

(2) 地形・地質

本市の地形及び地質は、大きくみて臨海部の平地部と東部の丘陵部の二つに分けられる。

平地部は、名鉄常滑線以西の海岸低地や、大田川及び信濃川などの丘陵部開析谷（浸食によって形成された谷）に広がる。これら低平地の軟弱な地層の地域では、地震・津波時における災害危険度は高く、地震の揺れによる堤防の破堤、木造家屋の倒壊、液状化等、津波による堤防越水時の浸水被害等の危険性が高まるものと推測される。

(3) 土砂災害危険箇所等

本市には、臨海部の平地部と東部の丘陵部の境界部を中心に土砂災害のおそれがある危険箇所が分布する。これら危険箇所については、地震発生による地すべり、がけ崩れ、山崩れなどの危険性が高まることから、津波からの避難に際しても特に警戒が必要となる。

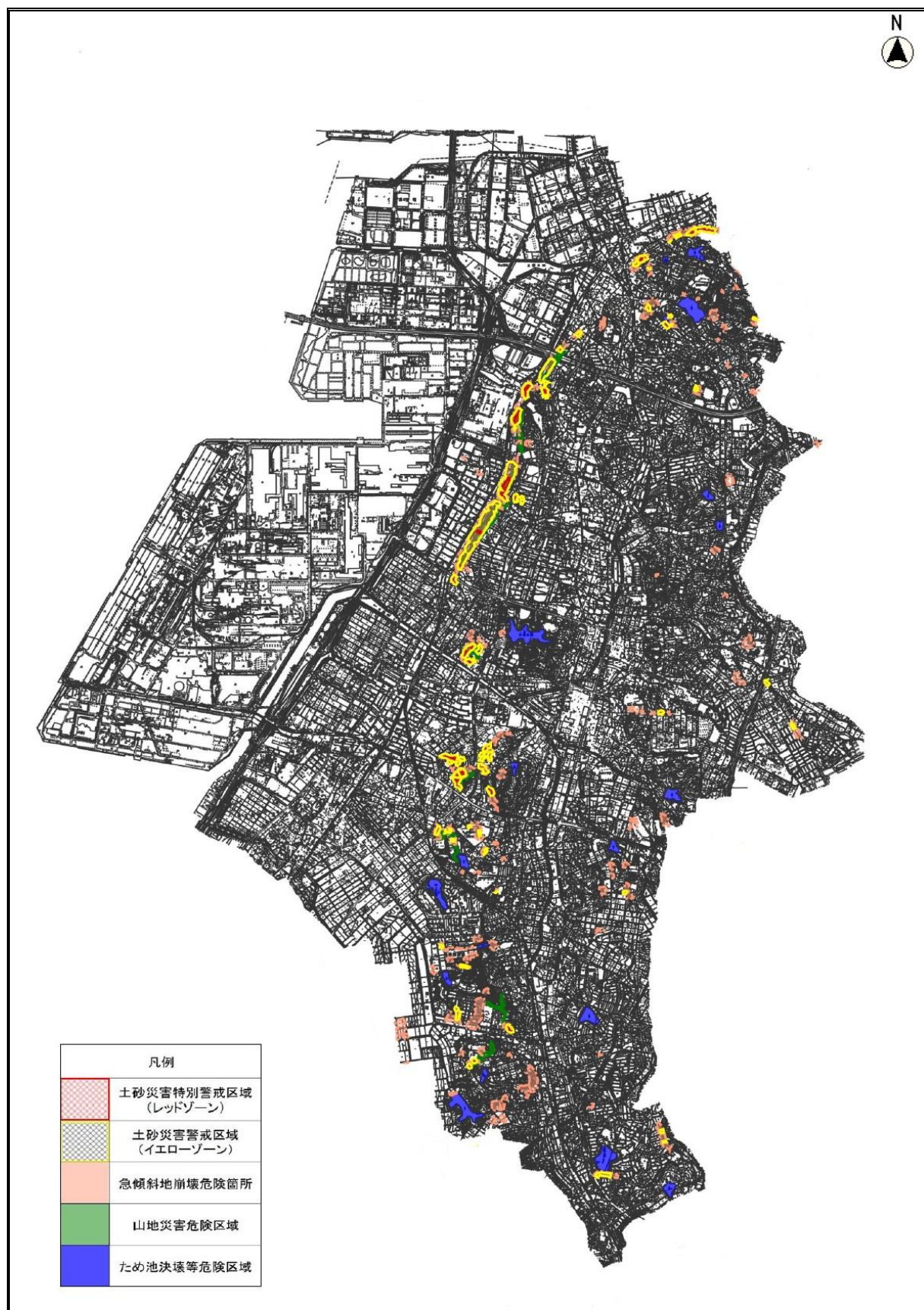
【土砂災害危険箇所等の状況】

危険箇所		場所	備考
急傾斜地崩壊危険区域 (5箇所)		大田町(3箇所)、高横須賀町(1箇所) 加木屋町(1箇所)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年(1969年)法律第57号)第3条の規定に基づく指定
急傾斜地崩壊危険箇所 (25箇所)	自然斜面	名和町(10箇所)、荒尾町(3箇所) 大田町(1箇所)、高横須賀町(6箇所) 加木屋町(2箇所)	「愛知県地域防災計画」での基礎調査による地形該当箇所
	人工斜面	名和町(1箇所)、富木島町(1箇所) 大田町(1箇所)	
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (61箇所)		名和町(16箇所)、荒尾町(8箇所) 富木島町(3箇所)、大田町(16箇所) 高横須賀町(12箇所)、中ノ池(1箇所) 加木屋町(10箇所) ※町跨ぎは重複カウント	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づく指定
山地災害危険区域 (13箇所)		名和町(2箇所)、荒尾町(6箇所) 大田町(2箇所)、高横須賀町(1箇所) 加木屋町(2箇所)	「東海市地域防災計画」での指定
ため池決壊等危険区域 (19箇所)		名和町(4箇所)、荒尾町(2箇所) 中央町(1箇所)、富木島町(1箇所) 大田町(1箇所)、高横須賀町(3箇所) 中ノ池(1箇所)、養父町(1箇所) 加木屋町(5箇所)	「東海市地域防災計画」での指定

資料：東海市地域防災計画附属資料(令和3年(2021年)2月修正)

- ※急傾斜地崩壊危険区域とは、崩壊のおそれのある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発するおそれがないようにするため、一定の行為の制限をする必要がある土地。
- ※急傾斜地崩壊危険箇所とは、傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で、人家(人家がない場合でも官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む。)に被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ※土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該地区における土砂災害を防止するために警戒避難態勢を整備すべき区域。なお、土砂災害警戒区域のうち、著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域は、土砂災害特別警戒区域に指定される。
- ※山地災害危険区域とは、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署、学校、病院、道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上の区域。本市の危険区域は全て山腹崩壊地区に該当。
- ※ため池決壊等危険区域の内、中央町の1箇所(大田大池)は、令和3年(2021年)に耐震工事は完了。

【土砂災害危険箇所等分布図】



2 社会的条件

(1) 人口特性

ア 人口と地形条件との関係

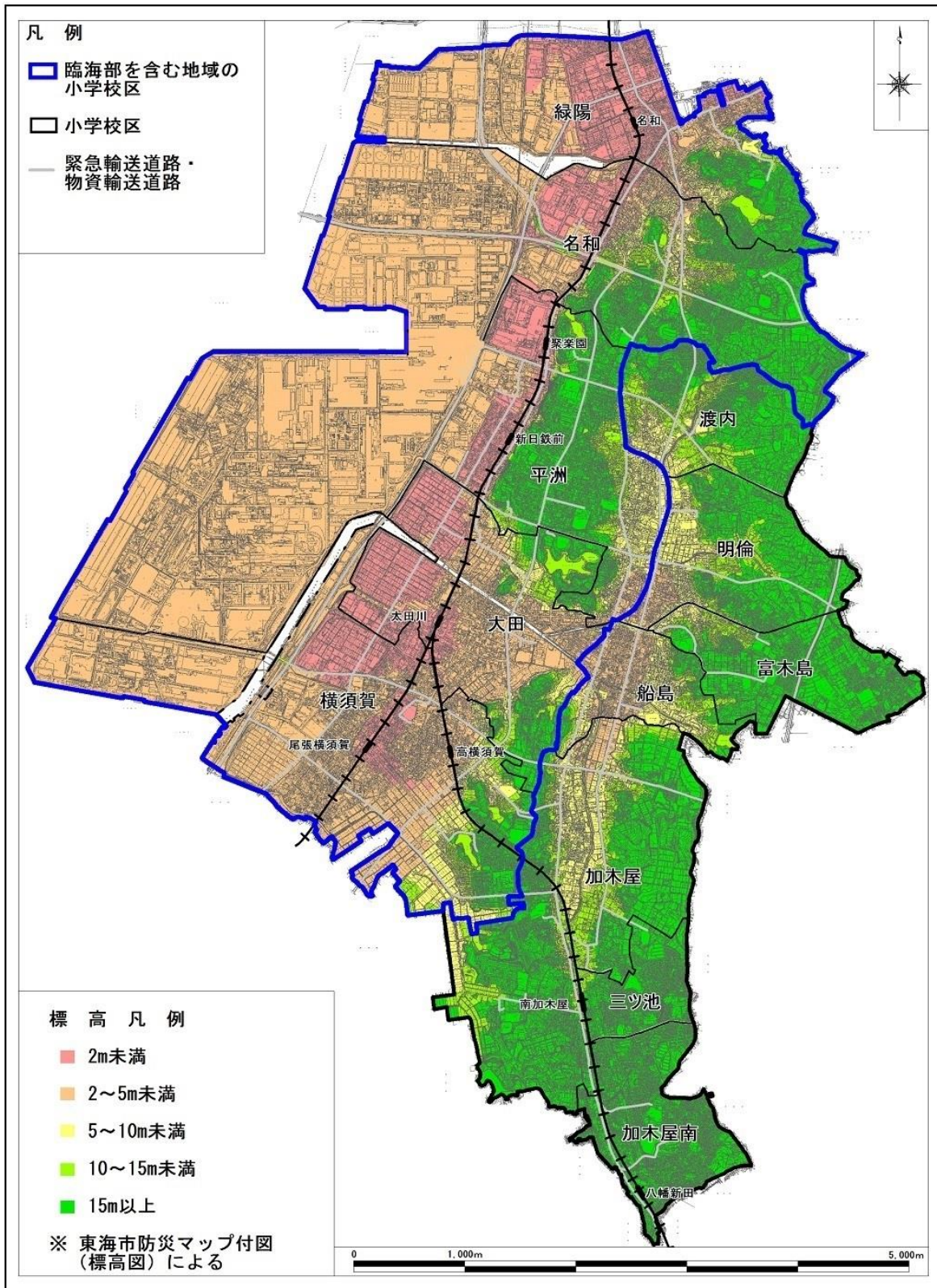
臨海部を含む地域の小学校区の人口は約6万2千人で、市全体の約半数を占める。これらの地域は、ゼロメートル地域を含む低平地部分と津波被害の可能性が低い丘陵部を含む地域で構成されている。

【臨海部の人口と地形条件の関係】

地域区分	小学校区	面積 (ha)	人口 (人)	標高 (m)
臨海部を含む地域	緑陽	379	8,684	-0.2~43.5
	名和	645	12,553	0.0~36.5
	平洲	977	15,642	1.1~34.4
	大田	361	8,877	-0.1~37.8
	横須賀	626	16,522	-0.6~26.8
	計	2,981	62,278	
その他地域	渡内、明倫、富木島、 船島、加木屋、三ツ池、 加木屋南	1,355	52,337	3.2~59.5
市域	合計	4,343	114,615	

資料：住民基本台帳（令和3年（2021年）3月31日現在）、東海市防災マップ付図（標高図）

【臨海部の小学校区と地形条件】



イ 災害時避難行動要支援者登録状況

本市では、平成 27 年度（2015 年度）に「災害時避難行動要支援者支援制度要綱」を定め、災害時において、対象となる方が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進している。対象は、「要介護認定を受けた者のうち、要介護 3 以上と判定されたもの」、「身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、視覚障害の程度が 1 級若しくは 2 級のもの、聴覚障害の程度が 2 級のもの、上肢機能障害の程度が 1 級若しくは 2 級のもの、下肢機能障害の程度が 1 級若しくは 2 級のもの又は体幹機能障害の程度が 1 級、2 級若しくは 3 級のもの、呼吸器機能障害の程度が 1 級のいずれかであるもの」、「療育手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が A 判定であるもの」、「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、精神障害が 1 級であるもの」、「特定疾患医療受給者のうち、重症患者認定のもの」、「上述以外で、災害時に自ら避難することが困難な者であって、支援が必要なもの」からなる。

市域では、平成 27 年（2015 年）8 月 20 日現在、2,191 人の災害時避難行動要支援者登録がされ、うち臨海部を含む地域の登録件数が約 5 割にあたる 1,083 人である。

また、災害発生時に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援が必要な方（以下「避難行動要支援者」という）を国勢調査から推計した 65 歳以上の単身者数及び災害時避難行動要支援者登録者数の合計と捉えた場合、人口の約 4.3%にあたる 4,853 人が、国勢調査から推計した 65 歳以上のみ世帯の人数及び災害時避難行動要支援者登録者数の合計と捉えた場合、人口の約 10.5%にあたる 11,883 人が災害時避難行動要支援者と推計される。

【災害時避難行動要支援者登録状況】

地域区分		人口 (人)	災害時避難行動要支援者 (人)		
			登録者数	高齢単身者等	計
臨海部を 含む地域	緑陽	8,790	138	(199) (631)	138 (337) (769)
	名和	12,171	227	(330) (1,110)	227 (557) (1,337)
	平洲	15,323	281	(355) (1,132)	281 (636) (1,413)
	大田	7,844	125	(174) (548)	125 (299) (673)
	横須賀	16,744	337	(437) (1,366)	337 (774) (1,703)
	計	60,872	1,108	(1,495) (4,787)	1,108 (2,603) (5,895)
その他内陸地域		51,809	1,083	(1,167) (4,904)	1,083 (2,250) (5,987)
市域		112,681	2,191	(2,662) (9,691)	2,191 (4,853) (11,882)

() 上段は国勢調査から推計した高齢単身者数

() 下段は国勢調査から推計した高齢者のみ世帯の人数（単身以外の世帯を 2 名で推計）

※登録者数には高齢者を含むため、高齢単身者等と一部重複する者がある

資料：東海市災害時避難行動要支援者資料（平成 27 年（2015 年）8 月 20 日現在）、平成 22 年（2010 年）国勢調査

(2) 土地利用・交通

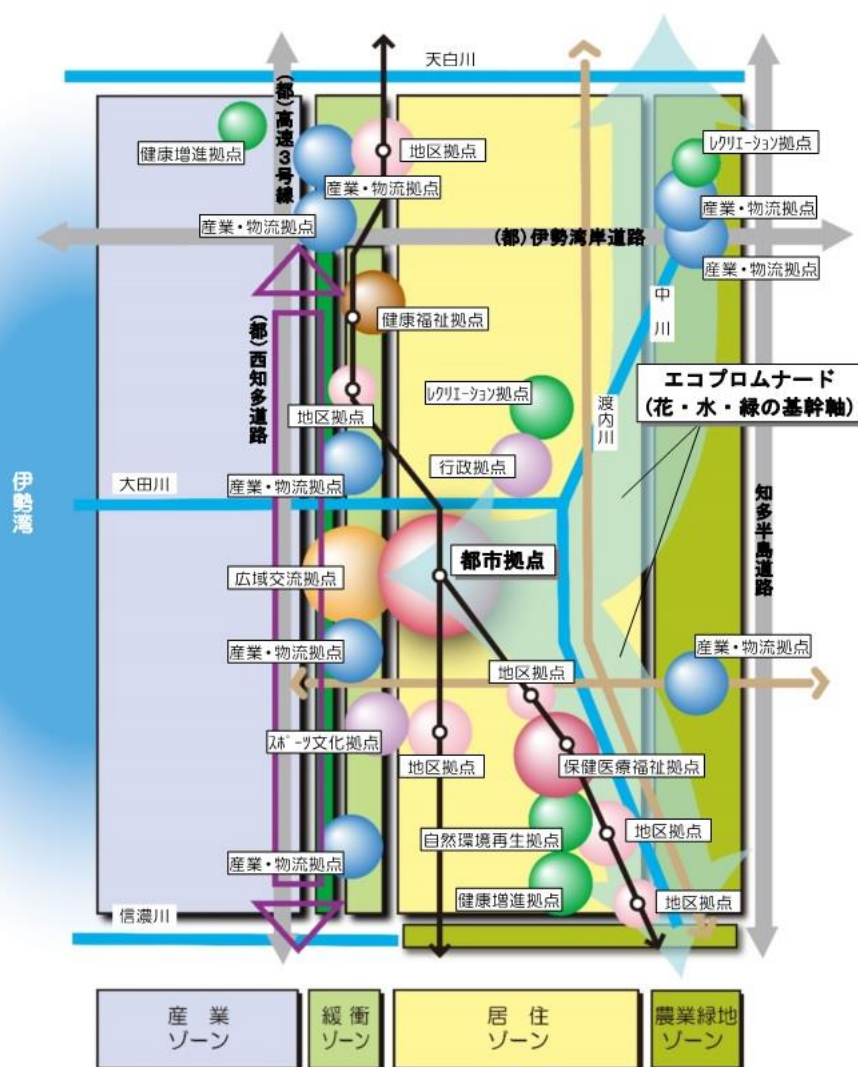
本市の土地利用は、臨海部に工業地帯、臨海部と内陸部の境に緩衝緑地帯、中央部に既成市街地、東部丘陵地に住宅地が点在する緑地帯というように、南北の帯状に構成されている。

広域交通は、市北部で東西に第二東名高速道路（伊勢湾岸道路）が横断するとともに、南北に中部国際空港と名古屋市を連絡する西知多産業道路が縦断しており、中部圏の国土交通網と空港の結節点となっている。

市域内には、広域幹線道路を軸に東西方向、南北方向に都市計画道路が計画・整備されているが、太田川駅周辺等で一部未整備区間がある。

また、鉄道は、市域の南部で名鉄常滑線、河和線の高架化が進み、発災時の避難等の際の分断要素が解消されつつある。

【本市の将来像（概念図） 目標年次：令和5年（2023年）】

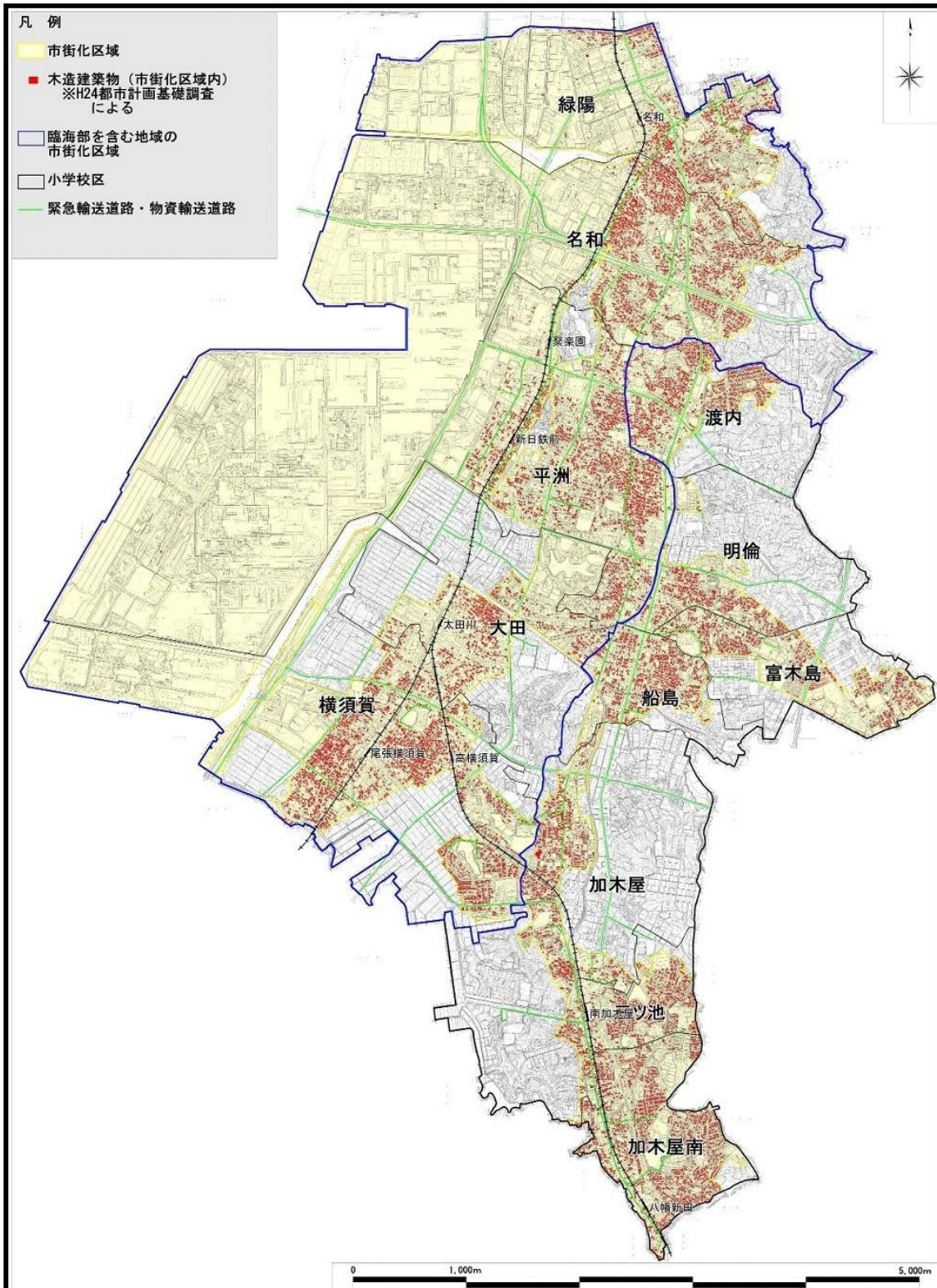


資料：東海市都市計画マスタープラン

(3) 建築物

本市の市街化区域内における木造建築物は、臨海部の低平地においても、鉄道沿線を中心に広く分布している。これら木造建築物は、非木造建築物に比べ、津波の浸水深別の建物被害率が高まる傾向にあり、津波対策への留意が特に必要である。

【木造建築物分布状況図】

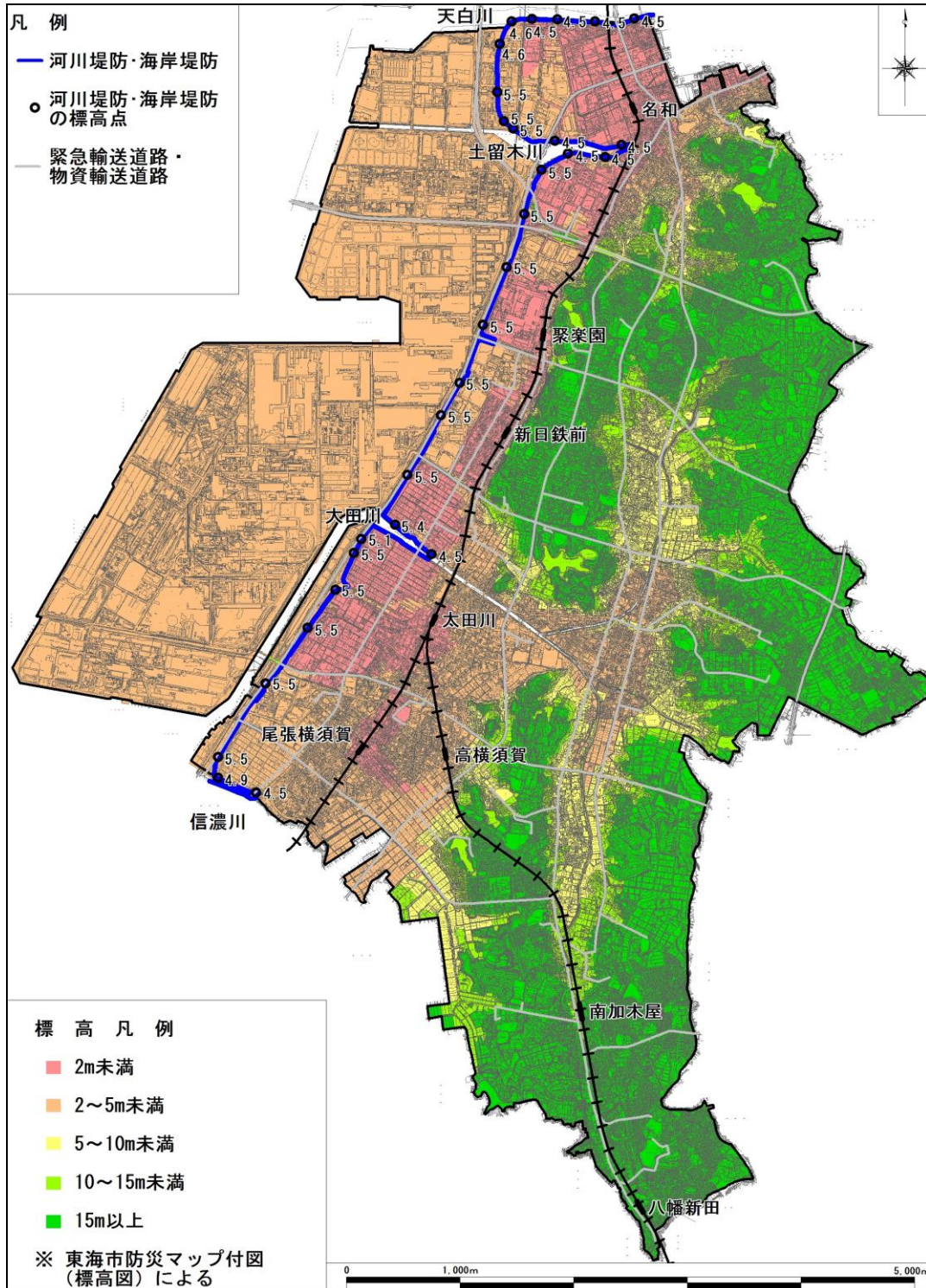


(5) 防災対策

ア 海岸堤防等

本市の海岸堤防等は、臨海部に埋め立てを行った工業地域の東側に、標高 4.5m～5.5m で整備されている。また、本市には、天白川、土留木川、大田川及び信濃川が名古屋港に流れ込んでおり、標高 4.5m で樋門等が整備されている。

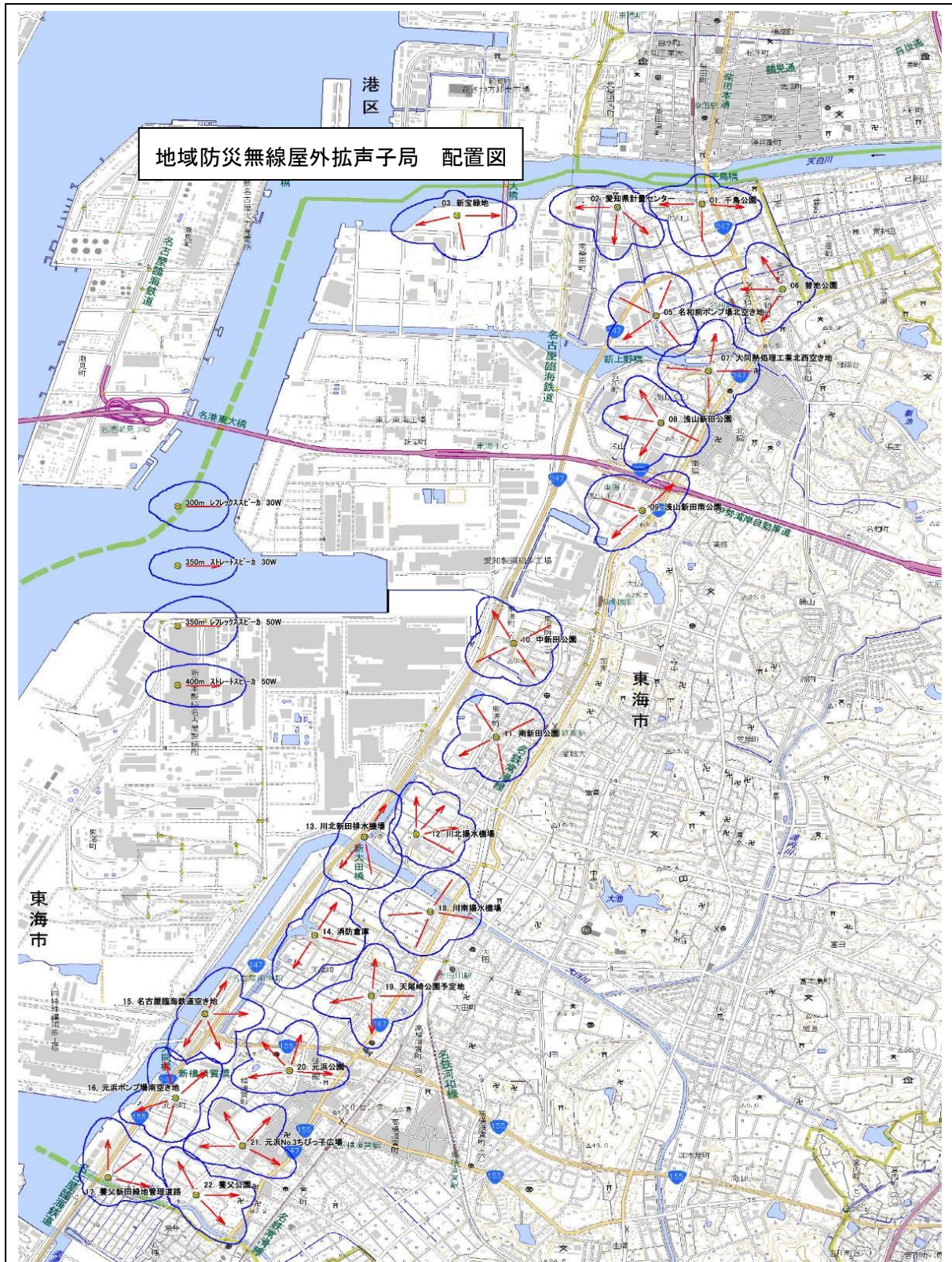
【海岸堤防等状況図】



イ 地域防災無線屋外拡声子局（防災スピーカー）

本市では、沿岸部への緊急情報伝達のため、沿岸部一体に地域防災無線屋外拡声子局（防災スピーカー）を21基整備している。

【地域防災無線屋外拡声子局 配置図】



資料：東海市資料

ウ 津波一時避難ビル指定状況

本市では、大規模な津波・高潮の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域住民などが緊急に一時避難する施設として使用できるよう、令和3年（2021年）12月現在、18施設について「津波・高潮発生時における一時避難ビル等としての使用に関する協定」を締結し、津波一時避難ビルを指定している（日本福祉大学については、「自然災害等の発生時における学校法人日本福祉大学施設の使用等に関する協定」を締結している。なお、千鳥津波避難所、東海市芸術劇場及び養父児童館・養父健康交流の家については行政財産のため、協定は締結していない）。

【指定済の津波一時避難ビル】

資料：東海市資料

	小学校区	名称	所在地	避難場所	収容人数
1	緑陽	千鳥津波避難所	名和町一番割中目59番地2	3～5階	300人
2		サワキビル	名和町一番割中12番地2	4階	140人
3		名和プラザホテル	名和町一丁目51番地	4～8階	161人
4		株式会社トヨタカスタマイジング&ディベロップメント立体駐車場	新宝町507番地50	2・3階	1,494人
5	名和	サンコーリサイクル株式会社	浅山三丁目190番地	屋上	223人
6	平洲	山九株式会社 東海支店 東海寮	東海町一丁目4番地1	4～5階	220人
7		株式会社スガテック 松雲寮	東海町三丁目9番地17	4～9階	762人
8	大田	日本福祉大学 東海キャンパス	大田町川南新田229番地	5階	672人
9		東海市芸術劇場	大田町下浜田137番地	4階	300人
10	横須賀	マーレホテル東海	高横須賀町御洲浜17番地1	4～5階	165人
11		ザ・カトーホテル	高横須賀町御洲浜18番地1	4～5階	165人
12		シャトレミュージズ	高横須賀町浜畑4番地1	4～8階	187人
13		サンマンションアトレ横須賀Ⅲ	高横須賀町浜畑8番地1	4～14階	170人
14		愛知製鋼株式会社 横須賀寮	横須賀町扇島4番地1	4～7階	558人
15		プログレス本町	横須賀町三ノ割 101 番地	4～14階	121人
16		大同特殊鋼株式会社 元浜寮	元浜町13番地	A棟・B棟 4～5階	160人
17		ボナール尾張横須賀	養父町宮山 7 番地 4	4～7 階	92人
18		エスポア横須賀	養父町諸之木 26 番地 3	4～15 階	324人
19		サンマンション アトレ横須賀	養父町横枕 11 番地 3	4～8 階	240人
20		エル・ドラード	養父町一丁目 14 番地	4～8 階	118人
21		横須賀駅西第1ビル	養父町北反田 43 番地	4～9 階	540人
22	養父児童館・養父健康交流の家	養父町宮山 17 番地 1	3 階	451人	

【津波一時避難ビル位置図】

